

週刊住宅

株式会社 週刊住宅新聞社

本社 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-9-4 中公ビル
TEL 03(5363)5810 FAX 03(5363)5815 郵便振替口座 00120-5-83424
発行人 長尾 浩章 昭和35年5月10日 第三種郵便物認可

<http://www.shukan-jutaku.com/>

かねばならないのは①(ごの裁判所に申し立てなければならないのか)②(その相手方(法律上は「債務者」と言つ)から異議が出される可能性があるという点だ。
支払督促は、債務者の住所・居所・本店の所在地を管轄する簡易裁判所に申し立てなければならない。

前回「本人あるいはその代理人が裁判所に出頭する必要はない」と説明した。であれば、管轄裁判所がどこでも、さほど労力や費やす時間は変わらないとも思える。そこで「異議」が意

GFネッツ流
大家実践塾

201

不動産の賃貸トラブル(支払督促②)

る管轄の合意などの適用はないため、債務者の住所・居所・本店の所在地を管轄する簡易裁判所に申し立てなければならない。

前回「本人あるいはその代理人が裁判所に出頭する必要はない」と説明した。通常訴訟に移行すると、裁判の手数料(収入印紙)年弁護士登録。東京弁護士会(第二東京弁護士会)幹事。東京弁護士会不動産部会部員

管轄裁判所には注意が必要

相手の意義で通常訴訟に移行

前回は、滞納賃料を回収するための裁判手続として、支払督促手続といふ制度が用意されていること、そして訴訟に比べて有用な特徴を説明した。今回は、支払督促のデメリットといふ部分を説明したい。

支払督促を裁判所に申し立てる際、常に意識してお

は、民事訴訟法11条で定め

「甲(貸主)・乙(借主)及び連帯保証人との間に、本契約に関する紛争が生じた場合は、甲の住所地を管轄する簡易裁判所あるいは地方裁判所のみを管轄裁判所とする」とに合意致しました」という趣旨の条文のことである。

しかし、支払督促の場合、訴額が140万円以下だと支払督促を申し立てた簡易裁判所に、140万円を超えるとその簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に移行する。訴額が140万円を超えるとその簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に、140万円を超えるとその簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に移行する。

債権者が支払督促を受け取ってから2週間以内に異議の申し立てをしなければ、裁判所は債権者の申し立てにより支払督促に仮執行宣言を付さなければなりません。債権者はこれに基づいて強制執行の申し立てができる。なお、支払督促に対する異議の申し立て期間は、支払督促に仮執行宣言が付されるまで。仮執行宣言の付された支払督促に対する異議の申し立て期間は、仮執行宣言の付された支払督促を受け取つてから2週間以内である。

支払督促に対する異議の申し立て期間は、支払督促に仮執行宣言が付されるまで。仮執行宣言の付された支払督促を受け取つてから2週間以内である。